

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和3年9月9日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第3項に基づく緊急事態措置について、9月9日に、9月13日以降については、19都道府県について9月30日まで期間を延長することが決定された。また、特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、宮城県及び岡山県を区域に加え、9月13日から9月30日までを期間とするとともに、6県について9月30日まで期間を延長することが決定された。

本県においては、県外との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

9月9日の緊急事態宣言期間の延長やまん延防止等重点措置区域の追加等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	沖縄県	5月23日～9月30日
	東京都	7月12日～9月30日
	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月 2日～9月30日
	茨城県、栃木県、群馬県、 静岡県、京都府、兵庫県、 福岡県	8月20日～9月30日
	北海道、岐阜県、愛知県、 三重県、滋賀県、広島県	8月27日～9月30日

＜まん延防止等重点措置の区域及び期間＞

区 域	期 間
石川県	8月 2日～9月30日
福島県、熊本県	8月 8日～9月30日
香川県、鹿児島県	8月20日～9月30日
宮崎県	8月27日～9月30日
宮城県、岡山県	9月13日～9月30日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。

- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 県外との往来は、通勤・通学、通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限自粛するよう要請。また、やむを得ず往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう要請。

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。

- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店ややまぐち安心飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外への出張を控えるよう要請。

また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。

- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、県主催イベントの中止又は延期等を検討。

- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

＜催物等開催基準＞※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
R 2年 9月 19日～ R 3年 10月 31日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が 1,000 人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

＜分科会の示すステージの指標＞

項目	ステージⅢの指標	ステージⅣの指標	
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーンの実施

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。